

## 第3章 大阪府のスラム対策

### キノ節 労働対策

#### ミノ 労働部西成労室

##### 1. 設立の主旨

昭和36年8月1日大阪市西成区の一部、不良環境地域に実験した事件を契機として、国からいに閣僚行政機関は、同地域住民の勞働、生活全般が他の一般社会と大いに異る“特殊性”にあることを再確認して、これに対する行政施策を実施するにいたった。

この複数の特殊性を、生活の基盤である労働分野より見ると、ここで日々くり返される労働関係が公正を失し、これにとまつて起る労働者の不満と反社会的意識は、行政機関と接触、依存することを望まず、もしくは敬遠する状態になって、この社会的労働調整が正常を缺ぎ、労働者の生活に不安定を来たしている。

大阪府は地域の労働者を正規労働につなげ、生活を安定させることが、環境を改善、淨化する基本施策のホイントであり、しかも、こうした特殊地域の基盤は一元的な行政措置だけでは、十分な実効がえられず、民間一

体をキッテする公益法人を組織して、中止く労働福祉にまで延長することが良策であることを結論にいたりであるが、かかる団体が組織されままでの暫定措置として、とりあえず事件直後(昭和36年9月1日から)労働部西成労室を急設し、労働者の就労援助にあわせ、これにてきなう職業、医療、生活の相談にも応じ、地域の労働とその福祉行政を進め、世論の支持するところとなって来た。

当時、金ヶ崎の労働者は暴力田山田組の手配師から仕事ももっていた。ピンハネ、暴力、賃金不払い。暴力手配師=泣かされる労働者。これが騒ぎの原因一つとみた大阪府は明るい金ヶ崎をつくるオノダとして、やうやく中間搾取やトラブルを一掃しようとしたのである。手配師にからめて仕事をあっせんする—これが府労働部西成労室の仕事だった。

室長 郡 昇三 (元連合会、内閣保諭所主)

取扱 みん

1936.7.1 ~ 1937.9.30 大阪府労働部西成労室歴史

# 財團法人 西成労働福祉センター

## 1. 設立の主旨

昭和37年10月1日 発足

労働部西成労室の事業（無料の就労あっせん事業を開始し、労務者が心配の手配師の手にゆがらわせぬ）、安心して就業するよう「ゆめき」をうけつき、労働省の許可を得て、無料の職業紹介、日雇労務者、常用あるいは定期化、職業訓練や就業生活の相談、医療、厚生など労働福祉と関連ある仕事に幅を広げ、この地域の特殊な労働事情に対応して、就労における生活向上にも資する、有機的な総合施策を行うため設立。

本来、職業紹介業務は職業安定法にもとづいて、職業安定機関が取扱っているので、これまで々々職業安定機関の利用を勧奨して来たにも拘わらず、労働者の多くは職業安定所との接触を極度に放遠する状態で、ただ単に職業の斡旋だけではなく、就労に関するもうもう、民生的施策をも併せて実施しなければ、十分な効果を收め得ないと考えられた。

以上この経過を経て、西成労働労室の機能を重に発揮させて、日雇労務者の就労と労働福祉を一層充実せし

められたが、地域における特殊性を把握しつゝ、現行行政的に制約された施策だけに限らず、複雑な状況を解宜に即応、効率的対策の活動を可能とする組織体を構成して、適切な企画とやるべき事業を実施し、もって社会の要請にこたえよことになった。

大阪府の代行的機関として昭和37年10月に発足、同府労働局西成労働室の業務を受けつき、大阪市西成区のあいりん地区における日雇労働者の無料就労場、セイジ館、これに隣接する労働福祉事業を実施することになった。

## 2. 財団法人西成労働福祉センター（公益法人）

1) 大阪府が新設改築し、事業所として当センターに無償貸与された。

・所在地 大阪市西成区東入船の123

(旧西成幼稚園)

・敷地面積 1,536.22m<sup>2</sup> (46.522坪)

### ・建物

1. 本館 鋼筋コンクリート2階建 延べ47.90m<sup>2</sup>

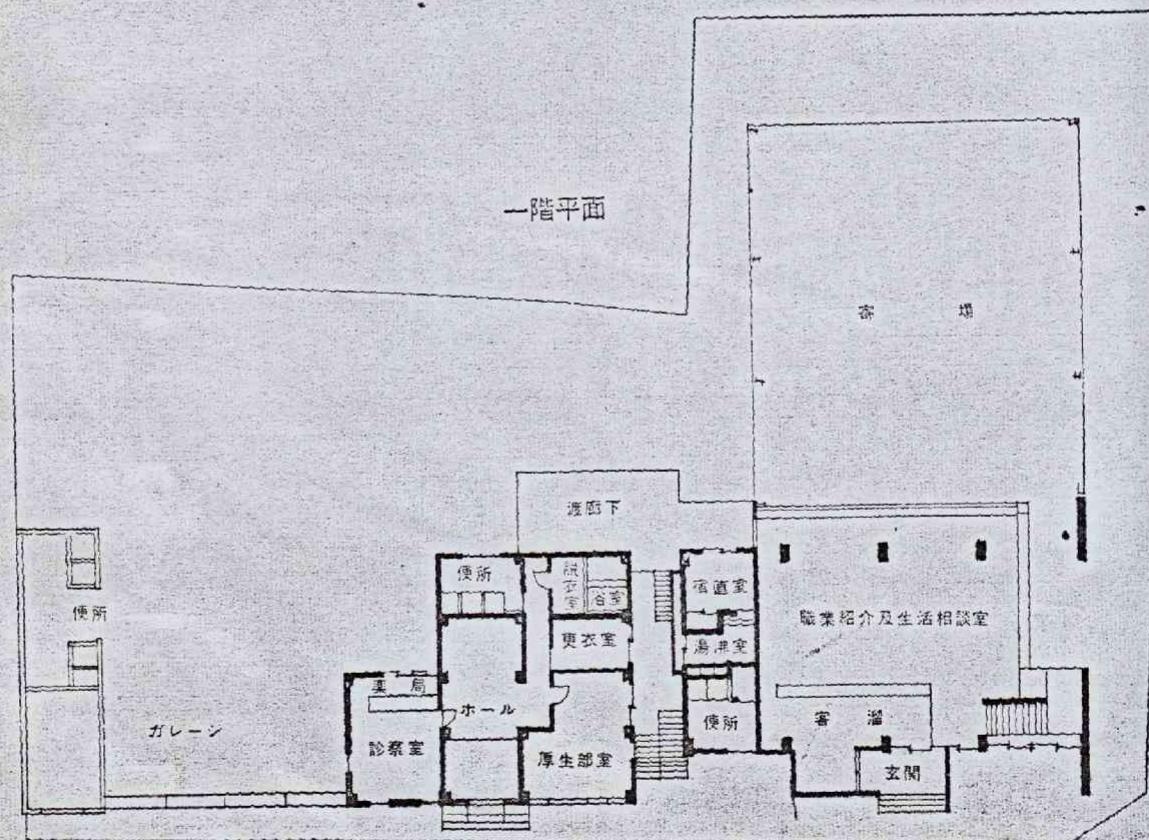
2. 別館 鋼筋コンクリート3階建 延べ39.11m<sup>2</sup>

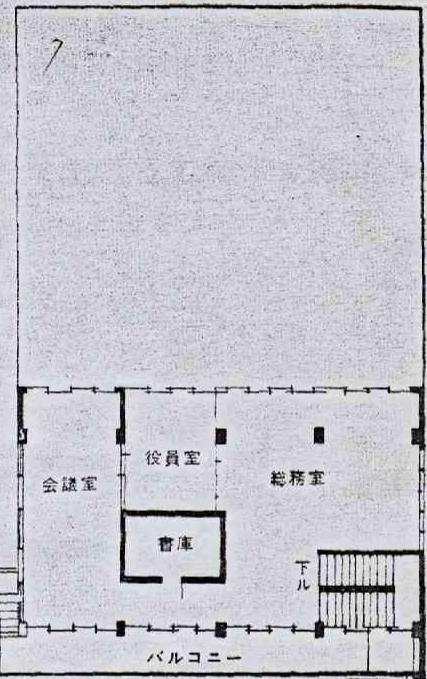
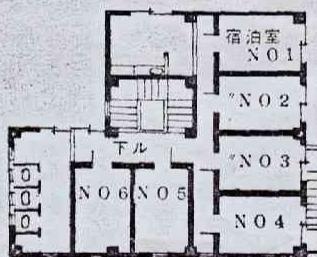
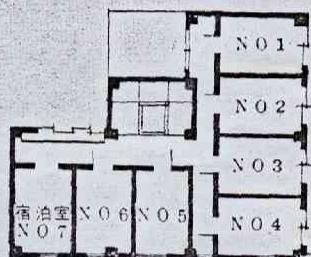
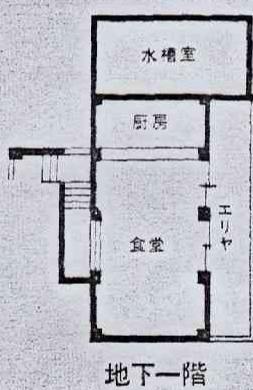
3 駐 場 軽量鉄骨造平家造  $256.50m^2$

4 常備看護所、輸 エクリート造平家造  $43.09m^2$

5 渡り廊下 鉄骨スレート瓦葺き  $14.76m^2$

西成労働福祉センター 敷地、建物の見取り図





## 2) 目的

この法人は、職業の不安定な者が多數居住するには  
特定の地域における労働者の職業の安定を図るととも  
に、これらの人々の福祉の増進に努め、もって労働者の  
生活の向上に資することを目的とする。

## 3) 事業

- ① 労働大臣の許可を得て行なう無料の職業紹介事業
- ② 職業に関する相談及び指導
- ③ 宿泊所、設置運営その他の労働者のための福利厚生  
の事業
- ④ その他この法人の目的を達成するためには必要な  
事業

## 4) 運営要綱

本財團の事業は、設立の主旨によって、特定地域の  
労働者の就労支援を基本とする。

したがって労働大臣の許可を得て、無料職業紹介事業  
を行ない、これを中心として職業の相談、指導を実施す  
る。

しかし金子山崎の特殊性は、单纯一元的取扱いだけでは、目的を達成することが困難なので就労にともなう諸種の厚生援助事業もあわせて実施する。

けれども本財団は社会福祉事業団体でないから、直接の施与的事業は行なわない。あくまで対象を労働者として、労働精神の高揚を極めつけ、就労を正常化し、一般社会に伝播せしめることに主眼をおく。

### 1. 基本方針

- (1) 地域労働者を正規ルートである公共職業安定所に求職登録させよう指導、勧奨する
- (2) 公共職業安定所による紹介を希望しない労働者に対しては、直接取扱業紹介を行なう
- (3) 極力常用化、定期化をはかる
- (4) 地域労働者の不良環境の浄化と福祉の増進および不良環境からの転出をはかる

### 2. 事業

#### I 職業紹介事業

- (1) 職業相談と就職指導
- (2) 公共職業安定所への紹介

(3) 職業紹介

(4) 職業訓練所へのあつ差

(5) 身元保証の実施

## II 生活職業相談事業

(1) 生活職業相談

(2) 援産のあつ差

(3) 就職支度援助

(4) 住民登録の勧奨と世話

(5) 生活向上の啓発

(6) 生活破たん者の重生相談と身のまわりのあつ差

・ 職業相談

## III 厚生事業

(1) 一時宿泊施設の設置

(2) 生活援助のあつ差

(3) 軽費診療

(4) 娯楽室、図書室の設置

(5) 各種厚生事業の実施

## IV 組織活動の事業

上記諸事業を総合的に進行せよ又、必要に応じ

次の組織体制様式です。

(1) 就労相談協力委員会

(2) 生活相談協力委員会

(3) 運営委員会

(4) 調査委員会

3 組織

I 理事会

II 事務局

事務局長 初代 松尾純雄

1) 総務部 第代 小川礼一, 2代 井庭邦三  
部長

2) 取締役会部 第代 部長 作

3) 生活相談部 第代 部長 松尾純雄

4) 厚生部 第代 部長 三森千景